

基 発 1216 第 1 号  
令和 3 年 12 月 16 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働基準法の一部を改正する法律等の施行に係る  
更なる周知への御協力について（消滅時効等）（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 1 日、労働基準法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 13 号。以下「改正法」という。）及び労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 76 号）が施行され、賃金請求権の消滅時効期間を 2 年から 5 年（当分の間は 3 年）に延長する等がなされています。

当該改正法につきましては、令和 2 年 10 月 27 日付け基発 1027 第 1 号「労働基準法の一部を改正する法律等の施行に係る周知啓発等への御協力について（依頼）」（以下「前回依頼」という。）により、貴団体には既に周知に御協力いただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

間もなく令和 4 年度を迎えるにあたり、改正法の適切な施行のため、令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した賃金請求権等については令和 5 年 3 月 31 日以降に消滅時効が完成することなどをより周知できるよう、前回依頼に添付した改正法に関するリーフレットを別添のとおり改訂いたしました。

つきましては、今後は本別添を御活用いただき、引き続き傘下団体等の皆様に対する改正法の周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。